

平成27年10月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）
厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付け保医発0305第3号）の一部を下記のとおり改正し、平成27年11月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D014自己抗体検査の(19)を次のように改める。

(19) IgG₂

ア IgG₂をネフエロメトリー法により測定した場合は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG₄、TIA法により算定した場合は、「23」抗カルジオリピン抗体、抗TSHレセプター抗体（TRAb）の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発0305第3号)

改正後	現行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D014 自己抗体検査 (1)～(18) 略 (19) IgG₂ ア IgG₂をネフエロメトリー法により測定した場合は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG₄の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、ネフエロメトリー法による。 ウ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (20)～(25) 略	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D014 自己抗体検査 (1)～(18) 略 (19) IgG₂ ア IgG₂は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG₄の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、ネフエロメトリー法による。 ウ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (20)～(25) 略